

滋電協発第 5 8 5 号

令和 2 年 12 月 25 日

会 員 各 位

一般社団法人 滋賀県電業協会
会 長 安 田 金 次
(公 印 省 略)

令和 3 年度産業保安功労者等知事表彰候補者の推薦について（ご案内）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、下記のとおりご案内申し上げます。

なお、推薦に際しては、別添「産業保安功労者等知事表彰要領」をご参照願います。

貴事業所において該当がある場合は、その旨書面にて当協会へご報告ください。

記

《 令和 3 年度産業保安功労者等知事表彰候補者の推薦 》

- 1 推薦の種類 : ① 保安功労者
② 優良保安事業所
③ 優良保安従事者
- 2 推薦の基準 : 別添「産業保安功労者等知事表彰要領」による
- 3 推薦に係る提出書類 : 推薦書、経歴書等の該当様式および添付書類
* 提出書類の様式は、協会へご報告後にお渡しいたします。
- 4 推薦書類等提出期限 : 令和 3 年 1 月 2 9 日（金）（期限厳守）
- 5 その他 : 表彰の決定は、令和 3 年 3 月中旬頃の予定

一般社団法人滋賀県電業協会

〒520-2141 滋賀県大津市大江 7 丁目 7-37

T E L 077-543-4588

F A X 077-543-4656

E-mail info@shiga-dengyo.or.jp

産業保安功労者等知事表彰要領

(目的)

- 1 この要領は、高圧ガス、火薬類および電気工事に係る保安（以下「産業保安」という。）業務に永年にわたり尽力し、極めて顕著な功績をあげた保安功労者、優良保安事業所および優良保安従事者（以下「保安功労者等」という。）を表彰することにより、保安意識の高揚・管理技術の向上・自主保安体制の確立ならびに事故等の未然防止を図り、もって公共の安全確保に寄与することを目的とする。

(表彰の対象)

- 2 この表彰は、高圧ガス、火薬類および電気工事の保安の確保に関して、その功績が特に顕著であった次の者を対象とする。
 - (1) 保安功労者
 - (2) 優良保安事業所
 - (3) 優良保安従事者

(対象除外)

- 3 次に掲げる者は、この表彰の対象から除外する。
 - (1) 表彰の対象となる活動等について、叙勲、褒章または経済産業大臣（通商産業大臣含む）、原子力安全・保安院長（経済産業局長・通商産業局長含む、液化石油ガス消費者保安功労者は除く）、もしくは知事の表彰を既に受けている個人または企業・団体
 - (2) 刑罰を受けた後、相当の期間が経過していない個人または企業・団体
 - (3) 過去10年以内に、産業保安に関係する事故（高圧ガス、火薬類にあつては経済産業省の事故措置マニュアルに定めるB級以上の事故）の発生または法令違反のあつた個人または企業・団体
 - (4) その他表彰するのに不相当と思われ、住民感情にそぐわない個人または企業・団体

(表彰基準)

- 4 保安功労者等の表彰基準は次のとおりとする。
 - (1) 保安功労者は、学識・経験が深く、保安に関する研究開発に顕著な功績を挙げた者、産業保安に精通し管理監督者として施設の管理および教育・指導を通じて保安思想の普及啓発に尽力した者または関係団体役員として業界の発展ならびに事故の未然防止のための教育・指導等に著しく貢献した者もしくは身を挺して事故防止を図るなど、他の模範となる卓越した功労があつた者
 - (2) 優良保安事業所は、当該事業所等における施設の維持管理および従業員に対する保安教育・思想の徹底を図るなど自主保安の確立の

ため永年努力し、かつ、本要領に定める事故等の履歴がなく、他の模範となる優秀な事業所・事業者

- (3) 優良保安従事者は、事業所等の保安従事者として永年精勤するとともに管理および指導面で優れた実績を有し、事故防止を図るための保安の確保に尽力した者または関係団体職員として保安に関する啓発・教育・指導に活躍する等、他の模範となる顕著な功績のあった者

(候補者の推薦)

- 5 別表 1 に掲げる産業保安団体の長は、本要領の表彰基準および別に定める推薦基準により、県に推薦するものとする。

(選考前調査の実施)

- 6 防災危機管理局長は、産業保安団体の長から推薦のあった表彰候補者について、別に定める選考前調査要領に基づき、事前に調査を行い選考委員会委員長あて報告する。

(選考委員会)

- 7 委員会は防災危機管理監を委員長とし、防災危機管理局長、防災危機管理局副局長、消防長会長、および消防協会長をもって構成するとともに、推薦された表彰候補者について産業保安団体の長から提出された推薦書と防災危機管理局長から報告のあった選考前調査結果書をもとに選考を行う。

(表彰の方法)

- 8 表彰は、表彰状および記念品の授与をもって行う。

(表彰の時期)

- 9 表彰は、原則として年一回各団体の総会等において行う。ただし、特に必要があるときはこの限りでない。

(その他)

- 10 この要領に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

付則	この要領は、平成	2年	8月23日	から施行する。
	平成	4年	8月28日	一部改正
	平成	8年	6月7日	一部改正
	平成	9年	6月13日	一部改正
	平成	13年	4月16日	一部改正
	平成	15年	4月18日	一部改正
	平成	18年	6月8日	一部改正
	平成	19年	5月17日	一部改正

平成20年 6月16日 一部改正

平成21年 2月13日 一部改正

別表1 推薦を行う産業保安団体

部 門	対 象 団 体
LPガス	(一社) 滋賀県LPガス協会
高圧ガス	滋賀県高圧ガス保安協会 滋賀県高圧ガス地域防災協議会 滋賀県高圧ガス溶材組合
電気工事	関西電気工事工業協同組合京滋事務所 滋賀県電気工事工業組合 (一社) 滋賀県電業協会
火薬類	滋賀県火薬類保安協会

産業保安功労者等知事表彰候補者推薦基準

(主旨)

- 1 この基準は産業保安功労者等知事表彰要領に基づき、保安功労者等に係る被表彰者の推薦に関する細目を定める。

(推薦種類)

- 2 次の各号に掲げる者について推薦することができる。

- (1) 保安功労者

- (2) 優良保安事業所

- ア 高圧ガス部門

優良製造事業所

優良販売事業所

優良貯蔵所

優良特定高圧ガス消費事業所

優良容器製造事業所・容器検査所

優良高圧ガス輸送事業所

- イ 火薬類部門

優良火薬類製造事業所

優良火薬類販売事業所

優良火薬庫所(占)有事業所

優良火薬類消費事業所

- ウ 電気工事部門

優良電気工事登録事業所

優良電気工事届出事業所

- (3) 優良保安従事者

- ア 高圧ガス部門

優良製造保安責任者

優良販売主任者

優良業務主任者

優良取扱主任者

優良検査主任者

- イ 火薬類部門

優良製造保安責任者

優良取扱保安責任者

- ウ 電気工事部門

優良主任電気工事士

(推薦件数)

- 3 保安功労者等の推薦件数は概ね次のとおりとする。

保安功労者	6件以内
優良保安事業所	6件以内
優良保安従事者	6件以内

(推薦資格基準)

4 候補者の推薦は表彰要領に定めるもののほか、下記基準の一つに該当するものであること。

(1) 保安功労者

- ア 産業保安に関する研究開発および発明考案等により、保安対策および事故防止上著しい効果を挙げるとともに当該業界の発展に寄与した者
- イ 事業所において通算15年以上従事し、保安に関する管理技術・施工技術・教育・指導・啓発または安全器具の普及（LPガスの販売に限る。）に優秀な業績を有し、関係団体の保安活動に尽力する等、特段の功労があった者
- ウ 保安団体の役員として通算15年以上就任し、業界の指導等に著しい功績のあった者
- エ 保安団体の検査員・指導員または各種保安講習会の講師として通算5年以上従事し、かつ、実務経験が通算15年以上であり、その功績が顕著な者
- オ 事故を未然に防止しまたは既に発生した事故を大事に至る前に防止する等、身を挺して保安の確保に多大の貢献をし、警察・消防等公的機関の表彰を受けている者

(2) 優良保安事業所

- ア 産業保安関係法令に係る許可・登録および届出を受けた事業所として長期間の実績を有し、各施設の構造、設備および製造、販売または施工・取扱・消費の方法について保安上の措置が特に優れた事業所および事業者
- イ 産業保安関係法令を遵守するとともに自主保安体制のための事業内組織を確立させ、従業員等に対する保安教育や防災訓練等の徹底を図る等、永年保安に関して積極的に取り組んでいる事業所および事業者

(3) 優良保安従事者

- ア 産業保安関係法令に基づく各種保安係員等として現に従事し、当該保安分野に関する経験が通算20年以上あるとともに保安の確保と安全指導に模範的な実務を続け、その業績が特に優れた者
- イ 保安団体の職員として、通算20年以上従事し、教育・指導および保安思想の普及に努めることで業界の発展に寄与し、その業績が特に優れた者

(推薦の方法)

5 産業保安功労者等知事表彰要領5に基づき、表彰の対象別に推薦書(様式1～3)および次の書類を添えて提出するものとする。

(1) 保安功労者

- ア 業務経歴書(様式4)
- イ その他参考となる資料(履歴書、免状の写し等個人情報が明記してあるものは不要)

(2) 優良保安事業所

- ア 事業所の許可証、届出の受理書また登録証の写し
- イ 事業所等の沿革および事業概要を示す書類
- ウ 事業経歴書(様式5)
- エ その他参考となる資料
安全器具普及進捗状況調べ(LP販売に限る。)(様式6)

(3) 優良保安従事者

- ア 業務経歴書(様式4)
- イ 各種免状の写し、選任届出の受理書の写しまたはそれを証明する書類
- ウ その他参考となる資料

(その他)

6

- (1) 前回まで候補として推薦があり、当該年度の表彰に至らなかった者については、新たに推薦しても差し支えないものとする。
- (2) 経歴年数算定の基準日は、当該年度の4月1日とする。